防災支援委員会（講演会　：連続研修会 ）聴講 報告　（案）
（我が国の災害法制度を学び検証する 第３回研修会）

・作成日：　平成 28 年 11 月 25 日
・作成者：（統括本部：機械）　幾野　豊
・撮 影　：（統括本部：建設　國安じゅん子）
・編 集　：（統括本部：原子力・放射線）阿部定好

標記を聴講致しましたので，下記のとおり報告致します。

１．日 時　：　平成 28 年 11 月 10 日(木)18:30～20:00

２．場 所　：　葺手第二ビル 5F A、B 会議室

３．主催者等　：
・主 催 者　　：　防災支援委員会
・Ｗｅｂ協力　：　東北本部、北陸本部、中部本部、近畿本部、中国本部、九州本部

４．講 演 者　：　佐藤 隆雄氏　(国立研究開発法人 防災科学技術研究所 客員研究員)

５．講演内容　：
「我が国の災害法制度を学び検証する」　～予防・応急・復旧・復興・被災者支援～
第３回　：　被災者生活再建支援法

６．参 加 者　：　会員 67 名、一般０名
（内訳）
統括本部申込者数：39 名⇒（会員：39 名、一般：０名）
Ｗｅｂ申込者数　：28 名⇒出席者数（東北：１名、北陸：２名、中部：７名、
近畿：６名、中国：６名、九州：６名。）

6. 配布資料
(1) 法令研修の概要（概要書、講演会アンケート、CPD 行事参加票）
(2) 講演資料
「我が国の災害法制度を学び検証する～予防・応急・復旧・復興・被災者支援～」
第３回　：　11 月 10 日(木)＝被災者生活再建支援法

7. 講演

7.1 概要

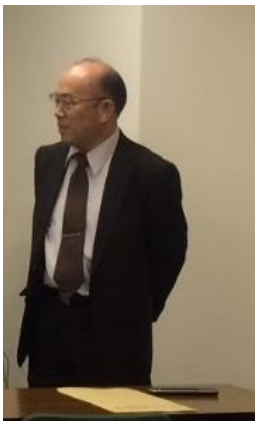

先ず、防災支援委員会 上野委員長から、3.11 の東日本大震災以降大きな自然災害が日本各地で勃発している。それら災害に対し予防・復旧・復興活動の支援を実施しているが、関連する法制度を知る必要があり、連続研修会を企画した。本日はその 3 回目に当たる。関連する法制度をしっかり勉強して頂いて、今後の復旧・復興活動に活かして頂きたい、との挨拶があった。

続いて、防災支援委員会 研修会担当 阿部定好委員から、「本日の研修は連続研修会の 3 回目に当たり、前 2 回の復習も絡めて法体系を説明して頂くので、深く研修して頂きたい。」との説明があった。

その後、講演が実施され、講演終了後、講演者と参加者との活発な質疑応答へと続き、終了した。

7.2【講師紹介】

先ず、佐藤孝雄氏自身の自己紹介があり、現在の所属組織及び活動内容等についての簡単な説明があった。

・大蔵省関連のシンクタンクにて、防災関連の業務に携わっていた。

・地区の防災研究会での普及活動に力点を置き活動。

・3・11 東日本大震災以降は、大船渡市の復興計画推進委員会の委員として活動。

7.3【講演内容】

(以降、発表用のパワーポイントの参照シート番号を、Cf. n：と表記する。)

<u>・CF-2、3　：　我が国の災害法体系</u>

災害対応に関する法体系は、合計 6 種あり、関わる政府機関等がある。

それぞれの制定・改定年次により現在に至るが、全体の統括的なものが、「災害対策基本法」である。

その「災害対策基本法」と「災害救助法」については前 2 回で説明したが、本日解説する「被災者生活再建支援法」にも関連する部分もあるので、そこらを交えて説明する。

<u>・Cf-4　：　災害応急・復旧・復興と支援制度について</u>

「被災者生活再建支援法」は、現金支給となっている。

しかし、「罹災証明」がないと適用にならない。

その「罹災証明」は、建物の被災度区分判定による「住家の被災認定」がされて「罹災証明」の発行となる。

そして「被災者台帳の作成」手順を踏んで、法（災害救助法、被災者生活再建支援法、

災害弔慰金法、災害義捐金）の適用となる。

その中で、「住家被害認定調査」は日に４件程度しか出来ない現状がある。

・Cf-5～7　：　被災者生活再建支援法

この制度は、都道府県が支給するものである。主旨は、住宅ではなく生活再建である！

・住宅被害が大規模半壊だと出るが、半壊だと支給されない。

・床上浸水においては、90 ㎝以上は出るが、それ以下では支給されない。

しかし、住民の抗議により 80 ㎝以上でも出る（支給される）ようになった。

制度の対象となる自然災害については、住宅全壊被害が市町村では 10 世帯以上、都道府県では 100 世帯以上と定められていたが、人口 10 万人未満の市町村では 5 世帯以上の住宅全壊被害が出たら適用されるようになった。

・Cf-8　：　制度の対象となる被災所帯

③項の「長期間継続して」という用語の定義はない。

④項は、「大規模半壊所帯」の定義である。

・Cf-8　：　支援金の支給額

別な場所に避難するしか手段がない場合には、「④長期避難（基礎支援金 100 万円）」が適用となる。

・Cf-9　：　支援金支給までの流れ

⑥項の「支援法人」は、支援金を貯金して、支給と処理をする組織である。

そして、毎年報告している。（市町村⇒県⇒国）

・Cf-10　：　支援金支給までの流れ

支援金の申請期間は、以下の通りである。

①基礎支援金は災害発生日から 13 月以内

②加算支援金は災害発生日から 37 月以内

申請に必要な書面のうち、「住民票等」が必要となるが、住民票が無くてもそれに代わる「生活実態」を示すものがあれば請求可能となっている。

・生活実態を示すものの例⇒電気代の領収書等

・Cf-11　：　H22 年の法改正の概要

人口 5 万人未満の市町村の場合、2 所帯以上の住宅全壊被害で適用になる。

また、合併市町村については、合併年以降 5 年間は、合併前の区域・人口で判断される等の特例措置がある。

・Cf-12　：　従来の生活再建支援金⇒新制度（＋居住安定支援制度）

後で目を通しておくこと

****

・次回、４回目は復興に係る「国土強靭化法」である。

この法が出来て初めての対象が、熊本である。

・前回は、「災害救助法」であった。

住宅の応急修理等を勉強した。⇒半壊以下では、５９万円程度が出るのだが、申請はゼロ（311 のとき）であった。（これは、行政側が知らなかったためである。）

****

・Cf-13　：　居住安定支援制度概念図

基礎支援金については、家財にも出るようになった。（H17 年以降）

・Cf-14　：

2004 年 3 月には、最高 200 万円が支給される「居住安定支援制度」が創設された。

旧制度では、支援金の使途が制限され、年齢・収入用件等あったが、廃止された。最高 300 万円が支給されていた。

（原子力発電所の放射能漏れ事故の原因が、地震、津波の影響によるものであれば、支援法の対象）

・Cf-15　：　被災者生活再建支援制度の経緯

H7.10；兵庫県が独自に作成し、全壊家屋に 1700 万円を支給する等の共済制度を提案。

H9.5；阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案が廃案となる。

H9.7；全国知事会が災害相互支援基金の創設に関し決議

H10.4；被災者生活再建支援法案を参議院に提出

H10.5；被災者生活再建支援法が成立し、中越地震から適用となった。

・Cf-16　：　被災者生活再建支援制度の経緯

H16.3；居住安定支援制度創設等の制度拡充を内容とする「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」が成立、交付される。

・CF-17　：　被災者生活再建支援制度の経緯

そろそろこの法律も見直しの時期だが、まだ未実施である。

・Cf-18　：　住家被害認定調査

この調査は、「応急危険度判定」とは違い、余震対策である。

災害の種類と想定している住家被害は、表の通りである。

・Cf－19　：　住家被害認定調査

②項の「経済的被害」は、どのようなものか不明である。

・Cf-20　：　住家被害認定調査

被災者から再調査の依頼があった場合のみの流れと算定方法を期してある。

・Cf-21～27　：地震・水害・風害による被害、

後で目を通しておくこと

被害判定において、例えば床上 1m まで達したものについては大規模半壊とされていたが、最近は 80 ㎝以上となっているようである。

また、判定基準をもっと簡素化するように苦情が多く寄せられているようである。

・Cf－28　：　傾斜による損壊判定

15°以上傾いていると大規模半壊と認定されるが、14°ではだめなのかとか、色々と苦情が多く寄せられている。

・Cf－29　：　住家被害認定調査票記入例

・Cf－30～33　：　住家の被害調査と罹災証明の交付他

調査票等は任意の様式となっている。

住家の被害認定基準は、固定資産税評価でやっていたが連動化したおかげで判断が遅れた。（熊本では…）

・Cf－34～41　：　被災者生活再建支援法　条文

参考として読んでおくこと

・Cf－42　：　その他の被害者支援制度

災害弔慰金法や義捐金がある。

・Cf－43　：　人・企業・産業に対する復旧支援制度について

参考として読んでおくこと。

東北の商店復旧は、期限立法で実施（311 の場合）。

・Cf－44　：　罹災証明書

後で読んでおくこと。

・Ｃｆ－45　：　義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

義援金 3,604 億円の約 9 割を被災者に配布済み。

3.11 の場合、国が 8 割以上支払った。

・Cf－46、47　：　Discussion Paper　（被災者生活支援法について）

問題点や改訂例等を提案（大規模な補修の定義が曖昧であるが半壊でも補償対象とすべきなど）

（神戸では 1700 万円で新築が建つ/戸あたり）

・Cf－48　：　Discussion Paper　（住宅被害認定調査について）

国（内閣府）が実施すべきである。

調査方法のデジタル化や調査人員の確保等を提案

・Cf-49　：　Discussion Paper　（兵庫県、和歌山県の例）

被害調査認定士に、保険外交員が就任している例がある。

・Cf-50～57　：　FEMA（連邦緊急事態管理庁）が使用している被害状況把握調査シート他　参考として紹介！

・Cf-58～68　：　FEMA（連邦緊急事態管理庁）の体系概略他

FEMA はリサーチ会社とタッグを組んで調査等を下請けに出し、状況把握している。

また、新人の教育にも力を入れ、職員を養成している。

7.3【質疑応答】

統括本部　秋田氏

住家被害認定制度について

Q：認定士は技術士では無理で、建築士でないとだめか？

A：元々は、税務職員がやっていた。生活再建基準法と一緒になってからは、保険外交官とかがなっている。書込み方を勉強すれば、だれでもなれる。土地家屋調査士なんかもやっている。用紙が細か過ぎているのが難しくしている。40～50%なら半壊とかを学べば良いのである。

北陸本部　加藤氏

住家被害認定制度について

Q：ドローンで調査して記録したらどうか？

A：それも始まっている。家の傾き具合を空撮でとっている。

有効だが被災者が納得するかどうかが問題である。

初期調査には有効かも知れない。（半壊か大規模半壊かはべつのほうほうがある。）

中部本部　野延氏

住家被害認定制度について

Q：インターネットでよく分かりますか？

A：見ることが出来ます。

近畿本部　西濱氏

住家被害認定制度について

Q：県の”防災士”の資格を持っている。電気電子の技術士である。

P.48 兵庫、和歌山のほかにも例はあるか？

A：この２県のみである。

Q：何か行動しているか？

A：静岡に呼ばれて行ったとき、浜松の例があり、登録制度を作ったらどうかとか大方建築家でないと不安なので働き掛をしている。

中国本部　古川氏

Q：Cf-18（住家被害認定制度）　が想定しているのは、液状化云々とか水害の土砂災害も含まれるのか。難しい。

A：含まれてない。

裏山が崩れて被害にあった。⇒　対象外　⇒　認めるよう働きかけ、認められた。

九州本部　味澤氏

宅地判定士の資格は、１日の講習で取得出来る。

その他

まだまだ質問があるようであったが、時間切れとして処理し、閉会した。

7.4 参加者からの感想等（氏名、内容の公表の了解を頂いた主な方）

統括本部：中里眞朗氏　被災者の支援のため、支援金の支給は早い方が良いが、公金であり公平・公正である必要があるので、細かく規定することはやむを得ないと思う。判断に携れる係員の技量、法的正しい解釈が出来るよう日頃から勉強をしてお

く必要があると思われる。行政庁係官の異動が早く、専門的知識が不足していることが問題ではないか。

統括本部：住家被害認定調査の講習会、研修会、登録制度の確立については、御提案の通りと同感した。具体的に調査シートの情報を入手したい。インターネットで入手可能なものか。実際の調査における被災者とのトラブル（見解の違いまで）実務上の困難さはどの様なものであろうか。

統括本部：北條誠氏　毎回、拝聴しているが、大変勉強になるお話しである。

統括本部：高橋正人氏　専門家の説明で、全体像が良く見える。（個人で調べても、講演内容まで辿りつけない。）

北陸本部：被災者生活再建支援法の基本的な解説がとても良かった。住宅被災認定調査について（提案）認定調査の事前資料としてドローンを利用して空撮を行い写真地図を作成し、住宅所有者との協議資料とする。

中部本部：五味氏他　講演中はパワーポイントの画面をメイン画面に切り替えてほしい。途中で切り替わった時もあったがすぐに戻ってしまった。中部本部のリモコンで配置変更を試みたができなかった。

⇒（阿部追記）中部本部以外の地域本部では、統括本部の映像（パワーポイントの画面）が表示されていた。次回講演中の不具合は、統括本部事務局（菅谷様）と電話により連携をとる事で対応したい。また、ＰＰＴのページを説明の際に紹介するように講師に協力を頂く。

８．まとめにかえて【作成者感想】

これまで 3 回の講義を拝聴しましたが、骨子をまとめられているため解りやすい内容でよく理解できました。これからも全国各地で災害が続発するものと覚悟し、被災地の方々のために少しでも支援が出来るよう自己研さんに励み、対応に努めたく思います。

このような研修会を計画・設定して頂いた方々に感謝いたします。ありがとうございました。

統括本部で講師（佐藤隆雄氏）を参加者有志で囲んで